4 自殺対策の推進について

自殺対策の推進

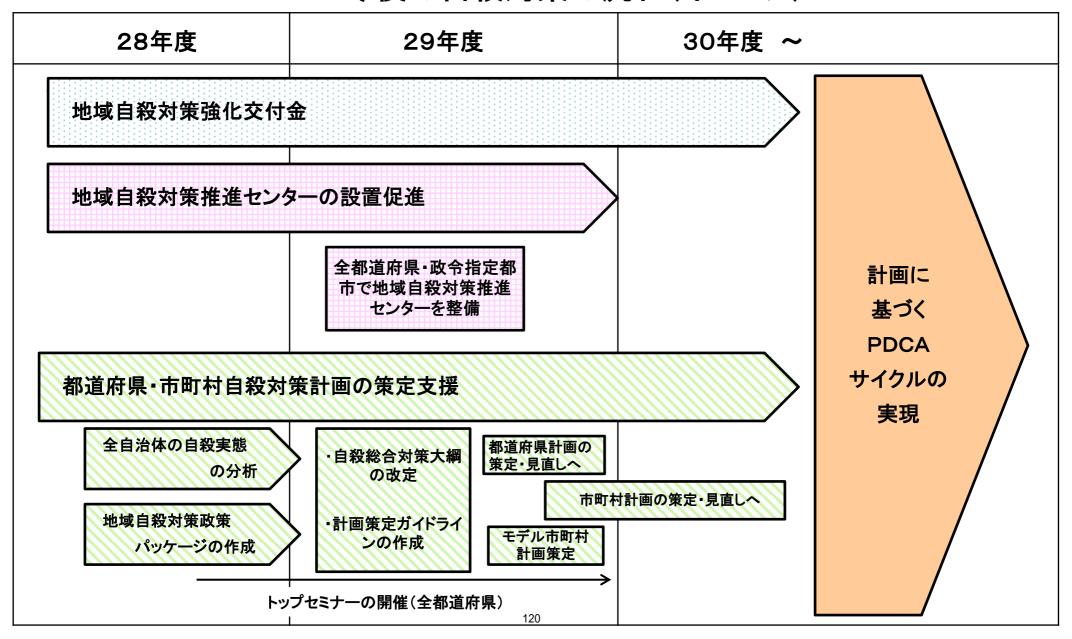
(1)現状

- ○自殺者数は5年連続で3万人を下回るものの、依然として年間約2万2千人(平成28年)という深刻な状況。
- ○平成18年6月、議員立法による自殺対策基本法成立。「自殺総合対策大綱」に基づく施策を推進。
- ○平成28年4月1日、自殺対策業務が内閣府から厚生労働省へ移管。同日付で、議員立法による<u>改正</u> 自殺対策基本法が施行。
 - ※主な改正点
 - ・自殺対策は「生きることの包括的な支援として」「関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施
 - ・<u>自治体</u>(都道府県及び市町村)に対し、新たに<u>自殺対策計画の策定を義務付け</u>
- ○自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱」を見直し、新たな大綱を平成29年7月25日に閣議決定。
- ○地域における計画策定等を支援するため、市町村長等を対象としたトップセミナー、地域自殺対策推進センターの設置促進、ガイドラインの策定及びモデル市町村計画策定事業、等を実施。

(2)今後の取組

- ○今後、平成29年度中を目途に、都道府県において、新たに都道府県自殺対策計画を策定(又は当該計画を見直し)。また、平成30年度中に、市町村において、新たに市町村自殺対策計画を策定(又は当該計画を見直し)。
- ○平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件を受けて、同年12月19日に政府としての再発防止策を取りまとめ、厚生労働省は、①ICTを活用した相談窓口への誘導の強化、②SNS等を活用した相談対応の強化、③若者の居場所づくりの支援等、を柱として取組を推進。

今後の自殺対策の流れ(イメージ)



「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

▶ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因:過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因:自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ▶ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ▶ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進 する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 1. **生きることの包括的な支援**として推進する
- 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する
- 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9. 遺された人への支援を充実する
- 10. 民間団体との連携を強化する
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

▶ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自 殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少

(平成27年18.5 \Rightarrow 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、 加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

- 1. 国における推進体制
- 2. 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3. 施策の評価及び管理
- 4. 大綱の見直し

12

自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント)

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求め

られる施策 ※各施策に担当府省を明記

※補助的な評価指標の盛り込み〈例:よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度〉

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1.地域レベルの実践 的な取組への支援を 強化する

- ・地域自殺実態プロファイル 、地域自殺対策の政策パ ッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定 ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センタ 一への支援
- ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの 気づきと見守りを促 す

- ・自殺予防週間と自殺対 策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に 資する教育の実施

<u>(SOSの出し方に関する教</u> 育の推進)

- ・自殺や自殺関連事象等 に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及 啓発の推進

3.自殺総合対策の推 進に資する調査研究 等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策 の実施状況等に関する調 査研究・検証・成果活用 (革新的自殺研究推進プロ グラム)
- ·先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
- ・子ども・若者の自殺調査
- ・死因究明制度との連動
- ・オンサイト施設の形成等に より自殺対策の関連情報 を安全に集積・整理・分析

4.自殺対策に係る人 材の確保、養成及び 資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家など を養成する大学や専修学 校等と連携した自殺対策 教育の推進
- ・自殺対策の連携調整を 担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ゲートキーパーの養成
- ·家族や知人等を含めた支援者への支援

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘル ス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災 者の心のケア、生活再建 等の推進

6.適切な<u>精神保健医</u> <u>療福祉サービス</u>を受 けられるようにする

- ·精神科医療、保健、福祉等 の連動性の向上、専門職 の配置
- ・精神保健医療福祉サービス を担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アル コール依存症、ギャンブル 依存症等のハイリスク者 対策

7.<u>社会全体の自殺リ</u> <u>スクを低下</u>させる

- <u>・ICT (インターネットや S</u> N S 等) の活用
- ・ひきこもり、児童虐待、性別罪・性暴力の被害者、生活困窮者 、ひとり親家庭、性がマイノリティ いさする支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ·自殺対策に資する居場所 づくりの推進

8.自殺未遂者の再度 の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の 拠点機能を担う医療機関 の整備
- ・医療と地域の連携推進に よる包括的な未遂者支 援の強化
- ・居場所づくりとの連動による 支援
- ·家族等の身近な支援者に 対する支援
- <u>・学校、職場等での事後対</u> 応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の 運営支援
- ・学校、職場等での事後対 応の促進
- ・遺族等の総合的な支援ニ ーズに対する情報提供 の 推進等
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

10.民間団体との連 携を強化する

- ・民間団体の人材育成に 対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に 対する支援
- ・民間団体の先駆的・試行 的取組や自殺多発地域 における取組に対する支 援

<u>11.子ども・若者の自</u> 殺対策を更に推進す る

- <u>・いじめを苦にした子どもの自</u> 殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- <u>·SOSの出し方に関する教育</u> の推進
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の 充実
- ・知人等への支援

12.勤務問題による 自殺対策を更に推進 する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

122

座間市における事件の再発防止策の概要

平成29年12月19日 座間市における 事件の再発防止に関する関係閣僚会 議決定

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件は、加害者が、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。 政府一体となって、関係者の協力を得つつ、以下の再発防止策に迅速に取り組む。

1. SNS等における自殺に関する 不適切な書き込みへの対策

(1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進

- 利用規約等(自殺の誘引情報等の書き込みの禁止・ 削除等)に関する事業者への要請、利用者への注意喚起
 - (2) 事業者・関係者による削除等の強化
- ① 事業者による自主的な削除の強化
 - ▶ 青少年ネット利用環境整備協議会の提言を踏まえた SNS事業者による取組への協力
- ② 事業者による削除を支える団体の支援
 - ▶ インターネット・ホットラインセンターの機能強化 による削除依頼の支援
 - サイバーパトロールの強化

2. インターネットを通じて自殺願望を発信する 若者の心のケアに関する対策

(1) ICTを活用した相談機能の強化

- ① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化
 - ▶ 検索事業者・SNS事業者と自殺対策関係NPO法人を つなぐ場の設置
 - > SNS等に対応した相談窓口への誘導の強化
- ② SNS等を活用した相談対応の強化
 - ▶ 地方公共団体におけるSNSを活用した相談事業の実施
 - ▶ 広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業の実施

(2) 若者の居場所づくりの支援等

- ➤ SOSの出し方に関する教育やSOSを受け止めて支援する方策も組み合わせた新たな居場所づくりのモデルの作成
- ▶ 自殺総合対策大綱に基づく若者等の自殺対策の更なる推進

3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

(1) 教育・啓発・相談の強化

- (2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行
- ①今後の検証は、自殺対策基本法に基づく年次報告の作成過程で確実に行い、政府の自殺総合対策大綱の見直し等に反映
- ②関連施策は、青少年インターネット環境整備基本計画の次期見座しに反映
- ③本再発防止策に限らず、自殺総合対策大綱の推進状況は、新たに設置する有識者会議で評価

座間市における事件の再発防止に向けた主な対策(厚生労働省)

	ICTを活用した相談窓口 への誘導	SNSによる相談	若者の居場所づくり支援
2017年度	○「自殺」「死にたい」等の検索があった場合に適切な相談窓口に誘導する仕組みづくり ・検索事業者等において、自殺に関する用語が検索された場合、SNS等に対応したものを含めたより幅広い相談窓口を紹介できるようHPを見直し。 ・検索事業者等にHPを活用依頼 ・厚労省HPの改善(スマートフォン対応など若者向け改善に着手)	 広く若者一般を対象とする、SNSによる相談事業の開始(地域自殺対策強化交付金を活用) (3月(自殺対策強化月間)に実施) ○IP電話に対応した公的な相談窓口の設定について検討・実施 	○自殺対策に資する若者の居場所づくり好事例を収集し、全国の自治体に横展開。○厚労省内外の他の居場所づくり関連事業と連携。○SOSの出し方に関する教育について、文科省との連携通知を発出。
2018 年度	○ 若者を相談窓口につなげる支援、SNSによる相談ノウハウの向上、居場所づくりに対する支援について、具体的な取組と実践的研究を一体的に実施。(地域自殺対策強化交付金を活用)		
	○インターネットの活用等による新た な情報 提供等の仕組みの開発。	 ○ SNSによる相談事業の本格実施へ ・相談事業の実施状況を検証しながら、 相談体制の整備方策を検討、相談支援 ノウハウを集約したガイドラインを作 成、相談員の研修を実施。 (文科省と緊密に連携。) ・研究成果の実践への還元を図り、SN S相談をレベルアップ、取組を波及・ 拡大。 	○若者向け居場所活動の推進(地域自殺対策強化交付金を活用) ・ ゲートキーパー養成研修や、SOSの出し方に関する教育のノウハウ等も組み合わせた、新しい居場所づくりのモデルを作成。

自殺総合対策の更なる推進

新たな自殺総合対策大綱に掲げた数値目標: 自殺死亡率を平成38年までに平成27年比で30%以上減少

平成30年度予算額(案):31億円

(平成29年度予算額 : 30億円)

【内訳】 地域自殺対策強化交付金

26. 0億円(25. 0億円)

地域自殺対策推進センター運営事業費

2. 1億円(2. 0億円)

自殺総合対策推進センター運営事業費

1.5億円(1.5億円)

その他(本省費)

1. 2億円(1.3億円)

1. 地域自殺対策強化交付金

- 〇 自殺対策基本法及び平成29年7月に策定した自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 子ども・若者の自殺対策については、座間市における事件を受け、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策 の充実を図るため、ICTを活用した相談窓口への誘導、SNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行う。

【新規】若者に向けた緊急的な自殺対策の推進

> インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実に向けて、SNSを活用した相談機会の確保や若者の居場所づくり等への支援と政策効果を高めるための実践的な研究とを一体的に実施。

若者を相談窓口へつなげる支援



・インターネットの活用等による新たな情報 提供等の仕組みの開発

SNSによる相談ノウハウの向上



・SNSによる相談事業を実施・検証しながら、相談 支援ノウハウを集約したガイドラインの作成、相 談員の研修等を実施

居場所づくりに対する支援



- 若者向け居場所活動の推進
- ・ゲートキーパー養成研修や、SOSの出し方に 関する教育のノウハウ等も組み合わせた、新 しい居場所づくりのモデルを作成

2. 地域自殺対策推進センターへの支援等

地域自殺対策推進センターが管内市町村の自殺対策計画の策定等を支援等できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターにおける調査研究等を引き続き推進する。 125

(参考)社会関係の予算について

平成30年度予算案のポイント(社会・援護局(社会))

I 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり 【26億円】

支え手側と受け手側が常に固定することなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

Ⅲ 生活困窮者自立支援の強化及び生活保護制度の適正実施【2兆9.441億円】

<生活困窮者自立支援の強化>

平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出し、生活困窮者等の一層の自立を促進。

- 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的 実施や居住支援の推進など生活困窮者に対する包括的な支援体制の 強化
- 小学生や高校生世代に対する子どもの学習支援の充実
- 生活保護受給者に対する家計相談支援や広域実施の推進等による就 労支援の強化 等

<生活保護の適正な実施>

- 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡 を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を実施
 - ※ 減額については、▲5%以内にとどめる。
 - ※ 平成30年10月以降、3段階実施
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援
- 後発医薬品の原則化、レセプトを活用した医療扶助の適正化 等

Ⅲ 自殺総合対策の更なる推進 【31億円】

- 自殺対策基本法及び平成29年7月に策定した自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 子ども・若者の自殺対策について、インターネットを通じて自殺願望を 発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICTを活用した相談窓 口への誘導、SNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行う。

Ⅳ 福祉・介護人材確保対策の推進【15億円】※

福祉・介護人材確保を図るため、地域医療介護総合確保基金(→老健局計上)の活用などを通じて、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進。

- 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推 進
- 介護職のイメージ刷新等による介護人材確保対策の強化
- 経済連携協定等の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者等への支援)
 - ※ その他、地域医療介護総合確保基金(60億円)の内数あり

- 〇 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援
- 〇 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

I 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

30′予算案のポイント

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進【一部新規】26億円(20億円)

- 「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、平成32~37年を目途に全国展開を図ることとしている。
- この取組を進めるため、先の通常国会で、社会福祉法を改正し、包括的な支援体制を構築することを市町村の努力義務とし、公布後3年を目途に全国的に整備するための方策を検討することとしている。
- 社会福祉法改正を踏まえ、住民、行政や関係機関が協働して包括的な支援体制をつくるため、
 - 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組、
 - 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり、
 - ・ 様々な相談機関のネットワーク構築

にかかる、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。

併せて、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を強化する。

Ⅱ 生活困窮者自立支援の強化及び生活保護制度の適正実施

生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。

1 生活困窮者自立支援の強化: 432億円

30′予算案のポイント

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援制度を強化し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度度の一体的な見直しに係る関連法案を提出し、平成30年度から以下の事業を実施・拡充する。

①自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施の推進

自立相談支援事業と両事業を連続的・一体的に実施した場合は、家計相談支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げ(法改正事項)、就労準備支援事業の利用促進のインセンティブの付与を図る。

また、家計相談支援事業及び就労準備支援事業の実施を全国的に推進するため、自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫や都道府県による事業実施体制の支援措置を講じる。

②子どもの学習支援事業の推進【一部新規】 47億円

生活困窮世帯の子どもを支援するため、高校を中退した人、中学卒業後進学していない人などを含めた「高校生世代」への就職・再就学・進学など進路選択の基礎づくりのための支援を充実するとともに、学齢期における早期支援や親への養育支援を通じた家庭全体への支援を行う観点から、小学生がいる世帯への巡回支援等を実施するなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

③就労準備支援・ひきこもり支援の充実【新規】

ひきこもりの人など複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、就労準備支援事業において、訪問支援(アウトリーチ)等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、就労支援の広域実施の推進等により就労・社会参加の促進を図る。

あわせて、ひきこもり地域支援センターが行うバックアップ機能の推進を図り、ひきこもり支援の充実を図る。

④生活保護受給者に対する家計相談支援の強化【新規】 2.3 億円

就労による保護廃止が見込まれる世帯や大学等への進学を予定している者がいる世帯等に対し、家計の安定を図るための相談支援を強化する。

13億円

⑤居住支援の推進【新規】 2億円

シェルター等利用者に対し、利用後に向けた居住支援・見守り支援を行うとともに、社会的孤立状態にある生活 困窮者に対して、一定期間、居宅訪問等による見守り・生活支援を行うなど地域で住み続けられるようにするための居住支援を推進する。

⑥ホームレス支援の推進【新規】 1.1億円

路上生活が長期化・高齢化したホームレスを支援するため、医療専門職(保健師、看護師、精神保健福祉士等)による巡回相談や健康相談を実施する。

⑦生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 0.7億円

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

2 生活保護制度の適正実施

(1) 保護費負担金 2兆8,637億円

生活保護受給者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。

平成30年度においては、子どもの大学等への進学の支援等の自立支援を推進するとともに、後発医薬品の使用促進や頻回受診対策の強化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しに取り組む。

生活保護基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、生活扶助基準が最低限度 の生活を保障する水準として適切な水準となるよう見直しを行う。

30′予算案のポイント

①生活保護基準の見直し

- 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額) を行う。
 - ※ ただし、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活 扶助費、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。
 - ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月から3段階を想定)

児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で 支給する。

ア. 児童養育加算

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用を加算。

支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

現行:月1万円 (3歳未満等1.5万円)/中学生まで ⇒ 見直し後:月1万円/高校生まで

※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、 3歳未満等の見直しは段階的に実施

イ. 母子加算

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算。

現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.131万円 ⇒ 見直し後:平均月1.7万円

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月から3段階を想定)。

ウ. 教育扶助・高等学校等就学費

(ア) クラブ活動費の実費支給化

現行:年額61,800円(金銭給付)⇒ 見直し後:年額8.3万円(実費上限)※高校の場合

(イ) 入学準備金(制服等の購入費)の増額

現行:63,200円(実費上限) ⇒ 見直し後:8.6万円(実費上限)※高校の場合

- (ウ) 高校受験料支給回数の拡大、制服等の買い直し費用の支給
- ※見直しは平成30年10月に実施。

② 大学等への進学の支援【新規】 17億円

生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、一時金(平成30年度入学者より対象。自宅生10万円、自宅外生30万円)を支給する。

また、生活保護世帯の子どもが自宅から大学等に通学する場合に、出身世帯の住宅扶助費の減額をしないこととする。

③ 就労自立給付金の見直し

就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、就職後すぐに保護脱却となり就労収入 の積立期間がない者も新たに給付対象とするなど、給付内容の見直しを行う。

(2) 医療扶助の適正実施の強化【新規】49億円

後発医薬品を原則化するとともに、レセプトを活用した医療扶助の適正化の強化に取り組む地方自治体を支援する。また、福祉事務所の指導員による同行受診の導入に向けたモデル事業の実施や頻回受診指導を行う医師の 委嘱を促進すること等の取組を行い、医療扶助の適正化を更に推進する。

(3) 都道府県等による生活保護業務支援【新規】5億円

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や人材育成等の取組を実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

Ⅲ 自殺総合対策の更なる推進

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域レベルの実践的な取組への支援や、子ども・若者の自殺対策の推進等により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

30′予算案のポイント

(1)地域自殺対策強化交付金【一部新規】 26億円

自殺対策基本法及び平成29年7月に策定した自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、子ども・若者の自殺対策について、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICTを活用した相談窓口への誘導、SNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行う。

【新規】若者に向けた緊急的な自殺対策の推進

若者を相談窓口へつなげる支援



・インターネットの活用等による新たな情報 提供等の仕組みの開発 SNSによる相談ノウハウの向上



・SNSによる相談事業を実施・検証しながら、相談支援ノウハウを集約したガイドラインの作成、相談員の研修等を実施

居場所づくりに対する支援



- 若者向け居場所活動の推進
- ・ゲートキーパー養成研修や、SOSの出し方に 関する教育のノウハウ等も組み合わせた、新 しい居場所づくりのモデルを作成

(2)地域自殺対策推進センターへの支援等 4.8億円

地域自殺対策推進センターが管内市町村の自殺対策計画の策定等を支援等できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターにおける調査研究等の推進を図る。

IV 福祉・介護人材確保対策等の推進

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題である福祉・介護人材の確保を図るため、地域医療介護総合確保基金の活用などを通じて、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進する。

30′予算案のポイント

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】60億円(老健局にて計上)

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、介護入門者の育成・参入促進を図るなど、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(3)経済連携協定等の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者等への 支援) 2.7億円

- ① 外国人介護福祉士候補者の受入れ支援
 - ・介護導入研修や受入施設の巡回訪問、母国語での相談対応等の 支援の実施
- ② 外国人介護福祉士候補者等に対する学習支援
 - ・外国人介護福祉士候補者に対する日本語や介護、医療的ケアに 関する専門知識等に関する学習支援の実施
 - ・「介護」に係る技能実習生に対する自律的な日本語学習等の環 境整備

(2)介護職のイメージ刷新等による介護人材確保対策の強化【新規】3.7億円

介護職の魅力・社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を 促進するため、介護を知るための体験型イベントの開催など、多 様な人材の確保・育成に向けた取組を推進する。

また、在留資格「介護」の創設に伴い、介護福祉士を目指す外国人留学生等の日常生活面での相談等の支援体制の環境整備を図る。

(4) 被災地(福島県)における福祉・介護人材確保対策【一部新規】(復興特会) 2 億円

福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸与等の支援について、貸付限度額の引き上げ(30万円→50万円)や貸付対象者の拡大を図るとともに、新たに介護施設等からの応援職員に対する支援を行うなど取組の充実を図る。

(5) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進【新規】 6.3 億円

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施伝必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。